

議案第7号

教育委員会事務局等事務分掌規則中改正について
教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を次のように改正する。

平成30年3月14日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務課」を「総務課 教育政策課」に改める。

第6条総務課の部中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第8号までを3号ずつ繰り上げ、第9号を削り、第10号を第6号とし、第11号及び第12号を削り、同部第13号中「広報及び」を削り、同号を同部第7号とし、同部中第14号から第19号までを6号ずつ繰り上げ、第20号を削り、第21号を第14号とし、第22号を第15号とし、第23号を第16号とし、同部の次に次のように加える。

教育政策課

- (1) 教育政策の方針に関する事。
- (2) 教育施策の調整に関する事。
- (3) 学校建設の長期計画の策定に関する事。
- (4) 学校の設置及び廃止に関する事。
- (5) 教育統計及び調査に関する事。
- (6) 通学区域に関する事。
- (7) 広報に関する事。
- (8) よこすか教育ネットワークの管理運営に関する事。

第7条保健体育課の部中第12号を削り、第13号を第12号とし、同部第14号中「学校給食物資」を「学校給食の献立の作成及び物資」に改め、同号を同部第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (14) 学校給食の衛生管理に関する事。

第7条保健体育課の部第15号を次のように改める。

- (15) 学校給食施設設備の維持管理に関する事。

第7条保健体育課の部中第17号を削り、第16号を第17号とし、同号の前に次の1号を加える。

(16) 給食費に関すること。

第20条第1項中「教育総務部総務課」を「教育総務部教育政策課」に改め、同条第3項中「教育総務部総務課長（教育政策を所掌する担当課長が置かれた場合は、当該担当課長）」を「教育総務部教育政策課長」に改め、同条第4項中「教育総務部総務課」を「教育総務部教育政策課」に改める。

第22条第2号の表中「総務課」を「教育政策課」に、

文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課	を
国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。		
生涯学習センター指定管理者選考委員会	教育委員会の諮問に応じて生涯学習センターの指定管理者の選考を行うこと。		

文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課	に、
国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。		

横須賀市学力向上推進委員会	市内における子どもの学力向上のための取組み等に関する事項について審議すること。	
---------------	---	--

横須賀市教科用図書採択検討委員会	市立学校において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議すること。	教育指導課
横須賀市立学校学期制検討委員会	市立学校における学期制のあり方に関する事項について審議すること。	

を

横須賀市学力向上推進委員会	市内における子どもの学力向上のための取組み等に関する事項について審議すること。	教育指導課
横須賀市教科用図書採択検討委員会	市立学校において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議すること。	

に改

め、同表横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会の項を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

組織改正等に伴い、この規則を改正する。

(部等)

第2条 事務局に次の部及び課を置く。

- (1) 教育総務部 総務課 ^{教育政策課} 生涯学習課 教職員課 学校管理課
(2) 学校教育部 教育指導課 支援教育課 保健体育課

(教育総務部)

第6条 教育総務部における各課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- ~~(1) 教育政策の方針に関する事。~~
- ~~(2) 教育施策の調整に関する事。~~
- ~~(3) 学校建設の長期計画の策定に関する事。~~
- 1) 教育委員会の秘書及び会議に関する事。
- 2) 教育委員会の規則及び訓令等の審査並びに公布令達に関する事。
- 3) 事務局及び教育機関(以下「事務局等」という。)の組織に関する事。
- 4) 学校職員以外の職員の任免、給与その他人事に関する事。
- 5) 特別職員(学校関係職員を除く。)に関する事。
- ~~(9) 学校の設置及び廃止に関する事。~~
- 6) 儀式及び表彰に関する事。
- ~~(11) 教育統計及び調査に関する事。~~
- ~~(12) 通学区域に関する事。~~
- 7) 広報及び教育行政に関する相談に関する事。
- 8) 文書事務の総括に関する事。
- 9) 公印の管理に関する事。
- 10) 事務局等の予算執行の調整に関する事。
- 11) 予算経理手続きに関する事。
- 12) 学校事務用品及び教材教具の調達等に関する事。
- 13) 学校備品の整備に関する事。
- ~~(20) よこすか教育ネットワークの管理運営に関する事。~~
- 14) 他の執行機関等との連絡に関する事。
- 15) 他部間及び部内の事務事業の調整及び連絡に関する事。
- 16) 他部及び部内の他課の主管に属しない事務に関する事。

教育政策課

- (1) 教育政策の方針に関する事。
- (2) 教育施策の調整に関する事。
- (3) 学校建設の長期計画の策定に関する事。
- (4) 学校の設置及び廃止に関する事。
- (5) 教育統計及び調査に関する事。
- (6) 通学区域に関する事。
- (7) 広報に関する事。
- (8) よこすか教育ネットワークの管理運営に関する事。

生涯学習課

- (1) 生涯学習の調査及び計画に関すること。
- (2) 生涯学習に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 生涯学習の啓発及び普及に関すること。
- (4) 文化財の保護と活用に関すること。
- (5) 成人教育に関すること。
- (6) 人権教育及び人権啓発の推進に関すること。
- (7) 学校施設(体育施設を除く。)の開放に関すること。
- (8) 社会教育関係団体及び文化財関係団体の指導育成に関すること。
- (9) 生涯学習財団に関すること。
- (10) 図書館、博物館及び美術館との連絡に関すること。
- (11) 万代会館の管理に関すること。
- (12) 生涯学習センターに関すること。
- (13) 万代基金の管理に関すること。

教職員課

- (1) 学級編制並びに学校職員の定数及び配置に関すること。
- (2) 学校職員の人事に関すること。
- (3) 学校職員の免許状に関すること。
- (4) 学校職員の研修に関すること。
- (5) 学校職員の健康管理に関すること。
- (6) 学校職員の福利厚生に関すること。
- (7) 学校医等の公務災害補償に関すること。
- (8) 学校職員団体との交渉に関すること。
- (9) 学校職員安全衛生委員会に関すること。

学校管理課

- (1) 学校施設の建設計画に関すること。
- (2) 学校用地の確保に関すること。
- (3) 学校施設の整備計画に関すること。
- (4) 学校財産の管理に関すること。
- (5) 学校施設の維持管理に関すること。
- (6) 学校施設の営繕工事に関すること。

(学校教育部)

第7条 学校教育部における各課の事務分掌は、次のとおりとする。

教育指導課

- (1) 教育課程(特別支援教育、学校保健及び学校体育を除く。)の指導助言に関すること。
- (2) 児童生徒の学習指導及び進路指導に関すること。
- (3) 学校運営の調整に関すること。
- (4) 学校における人権教育に関すること。
- (5) 校外行事及び教材選定の承認に関すること。
- (6) 教育課程の研究委託に関すること。
- (7) 教科用図書に関すること。
- (8) 学則に関すること。
- (9) 授業料、保育料等に関すること。
- (10) 市立高等学校生徒及び市立幼稚園園児の募集に関すること。
- (11) 通学路に関すること。
- (12) 学校評議員に関すること。
- (13) 教育研究所との連絡に関すること。
- (14) 部内の事務事業の調整及び連絡に関すること。
- (15) 部内の他課の主管に属しない事務に関すること。

支援教育課

- (1) 支援教育に係る総合調整に関すること。
- (2) 学齢児童生徒の就学に関すること。
- (3) 幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学手続きに関すること。
- (4) 特別支援教育の教育課程の指導助言に関すること。
- (5) 児童指導及び生徒指導に関すること。
- (6) 学校及び学級経営の支援に関すること。
- (7) 教育相談に関すること。
- (8) 外国籍児童生徒等の支援に関すること。
- (9) 就学の奨励及び援助に関すること。
- (10) 奨学金の支給に関すること。
- (11) 私立学校(幼稚園を除く。)の助成に関すること。
- (12) 交通遺児奨学基金の管理に関すること。
- (13) 就学支援基金の管理に関すること。

保健体育課

- (1) 児童生徒の健康管理に関する事。
- (2) 学校の環境衛生に関する事。
- (3) 学校保健及び学校体育の教育課程の指導助言に関する事。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターとの連絡に関する事。
- (5) 学校災害の見舞金に関する事。
- (6) 児童生徒の健康の保持増進及び体力の向上に関する事。
- (7) 体育及び保健体育の準教科用図書に関する事。
- (8) 学校体育の研究委託に関する事。
- (9) 学校水泳プールの運営に関する事。
- (10) 学校体育団体の育成に関する事。
- (11) 社会体育行事の開催支援に関する事。
- ~~(12) 学校給食に関する事。~~
- (12) 学校における食育に関する事。
- (13) 学校給食物資の調達に関する事。
- ~~(14) 学校給食物資の調達の関係の献立の作成及び~~
- ~~(15) 公益財団法人横須賀市学校給食会の指導育成に関する事。~~
- (16) 中学校完全給食の実施に関する事。
- ~~(17) 学校給食費の公会計化に関する事。~~

- (14) 学校給食の衛生管理に関する事。
- (15) 学校給食施設設備の維持管理に関する事。
- (16) 給食費に関する事。

(教育情報システム室)

第20条 教育総務部総務課の事務の一部を取り扱うため、横須賀市久里浜6丁目14番3号に教育情報システム室を設置する。

- 2 教育情報システム室に室長を置く。
- 3 室長は、教育総務部総務課長(教育政策を所掌する担当課長が置かれた場合は、当該担当課長)の命を受け所掌事務を掌理する。
- 4 教育情報システム室の職員は、教育総務部総務課の職員をもって充てる。

(附属機関)

第22条 法令又は条例により設けられた附属機関の名称、所掌事務及び庶務担当課は、次のとおりとする。

(1) 法令によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
社会教育委員	教育委員会の諮問に応じて社会教育に関する事項について調査審議すること。	生涯学習課

(2) 条例によるもの

名称	所掌事務	庶務担当課
横須賀市立小中学校適正配置審議会	横須賀市立の小学校及び中学校の配置に関する事項について審議すること。	教育政策 総務課
文化財専門審議会	教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項について審議すること。	生涯学習課
国指定史跡東京湾要塞跡整備委員会	国指定史跡東京湾要塞跡の保存及び活用のための整備に関する事項について審議すること。	
生涯学習センター指定管理者選考委員会	教育委員会の諮問に応じて生涯学習センターの指定管理者の選考を行うこと。	
横須賀市学力向上推進委員会	市内における子どもの学力向上のための取り組み等に関する事項について審議すること。	教育指導課
横須賀市教科用図書採択検討委員会	市立学校において使用する教科用図書の採択に関する事項について審議すること。	
横須賀市立学校学期制検討委員会	市立学校における学期制のあり方に関する事項について審議すること。	
横須賀市支援教育推進委員会	教育委員会の諮問に応じて支援教育の推進及び充実に関する事項について調査審議すること及び教育委員会に意見を具申すること。	支援教育課
横須賀市いじめ等課題解決専門委員会	教育委員会の諮問に応じていじめ、体罰及び学校問題について調査審議すること。	保健体育課
横須賀市学校給食運営審議会	教育委員会の諮問に応じて学校給食の運営に関する事項について審議すること。	
横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会	横須賀市子ども読書活動推進計画に関する事項について審議すること。	中央図書館
横須賀美術館運営評価委員会	横須賀美術館の運営の状況の評価及びその評価の結果に基づく改善策に関する事項について審議すること。	美術館運営課
横須賀美術館美術品評価委員会	横須賀美術館において取得する美術品の評価に関する事項について審議すること。	